

# 岐阜県立揖斐高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和元年5月改定

## 「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

### 【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### （基本理念）

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

### （いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

### （学校及び職員の責務）

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。学校が策定した学校いじめ防止基本方針につい

ては、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

#### (いじめ実態に係る評価)

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

#### 【いじめ解消の定義】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

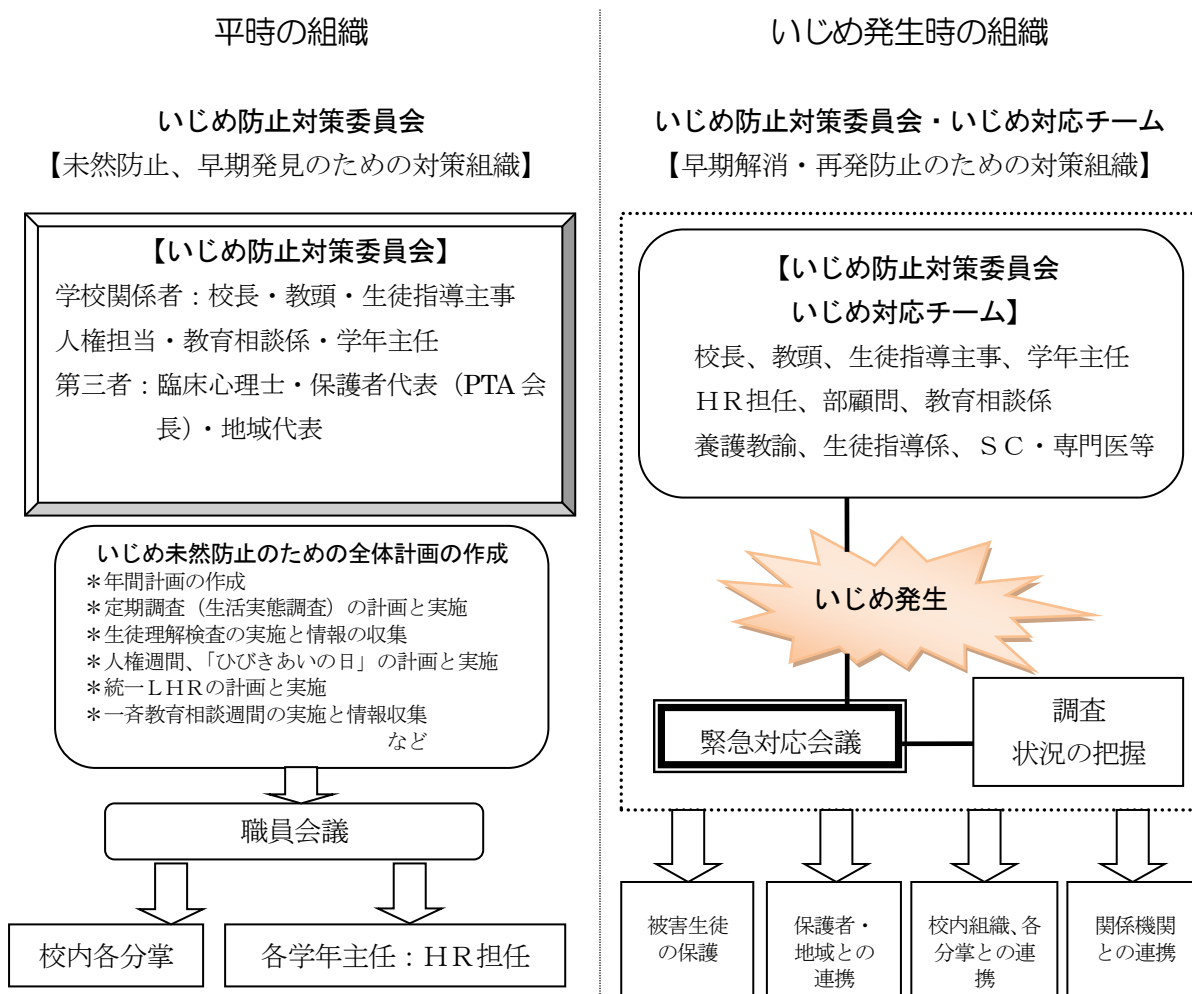
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2. いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

## 3. いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



#### 4. いじめの防止（未然防止のための取組等）

##### (1) いじめ防止教育の充実

- ア. 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ. 構成的グループ・エンカウンターによる人間関係づくりの援助。
  - ◇入学直後の新入生オリエンテーションで実施 (1年生：4月)
- ウ. 人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実。
  - ◇人権講話 (全学年：11月または12月)
  - ◇統一LHRの有効的な活用 (全学年：11月または12月)
- エ. HR活動においては「アサーショントレーニング」や「いじめの問題を考える」などのワークショップなどを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。
- オ. 日常の活動をとおして、ストレス・フリーな学校生活の実現に、組織的に取り組む。
- カ. 学校行事や部活動・MSL活動など、生徒の体験的な活動を推進し、すべての生徒が自信を持ち自己有用感や自己肯定感を獲得できるように努める。

##### (2) 学校における人間関係の構築

- ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、児童生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
  - ◇迷惑（いじめ）調査 (全学年：年3回 6月・11月・2月)
  - ◇学校の教育活動に関するアンケート (生徒・保護者：7月～8月)
- ウ. 生徒理解に関する検査の実施とその有効的な活用。
  - ◇クレペリン検査と検査後の教員研修 (全年生：5月・6月)
- エ. 教育相談活動の充実  
すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。
  - 【いじめを防止する教育相談の機能】
    - 「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。
    - 「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。
    - 「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。
  - ◇全校一斉教育相談週間 (全学年：4月・9月・1月)
- オ. 教師と生徒との人間関係の構築  
いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃から生徒との信頼関係を培う取組が必要。

##### (3) いじめ防止のための校内体制

- ア. 現行の生徒指導部会の他に「いじめ防止対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。

- イ. いじめ防止対策委員会においては、教育相談担当、特別支援教育コーディネータが加わり、いじめ防止のための支援を行う。
- ウ. スクールカウンセラーや専門医等との連携を密に行う。
- エ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

#### (4) 学校及び各分掌の取組

##### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

##### 【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」(生活実態調査や迷惑調査等)を実施し状況を把握する。  
◇県のいじめ調査に合わせて年3回実施(6月、11月、2月)
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。
- ・情報倫理(情報モラル)に関する研修会を実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する

##### 【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

##### 【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・企業見学や就業体験自習により社会における規律を習得させる。

##### 【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

##### 【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ・読書活動を通じた、道徳観・倫理観の育成を図る。(いじめ防止に関する推薦図書の紹介)

## 5. いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

### ア. 面接によるいじめの発見

◇教育相談週間の活用

教育相談実施後のクラスごとの情報収集（教育相談担当）

◇三者懇談の活用

◇進路相談面接の活用

### イ. アンケート調査によるいじめの発見

◇迷惑（いじめ）調査（7・12・2月）

◇保護者アンケート（7月）の分析

### ウ. 保健室、教育相談室利用状況の確認

### エ. 学年会・学科会議・職員会議による生徒情報の共有

学年会・学科会議（生徒指導担当者）→ 生徒指導部会 → 管理職

### オ. 授業時間、休み時間の校内巡回活動

◇年度当初に、生徒指導部が企画・立案

### カ. 外部機関との連携

◇警察・少年補導センター（担当：生徒指導主事）

◇教育委員会教育研修課との連携による、ネットパトロール情報の収集

## 6. いじめに対する措置

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して組織的な対応につなげなければならない。

### (1) 発生したいじめへの対応

#### ポイントⅠ【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識を持って対応
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する

#### ポイントⅡ【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの構造を正確に分析する  
(いじめの4重構造を明確に把握する)
- ③ いじめの態様は
- ④ 被害者の状況の把握
- ⑤ 保護者の状況の把握
- ⑥ 二次的な問題の有無

#### ア. 保護者との連携

- |              |           |              |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解   | ・緊密な連携の確認 | ・本人への支援方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 |           |              |

##### 電話による概要説明

\*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

##### 家庭訪問の実施

\*複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

\*詳細を説明し、誠意を持って対応する。

\*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

\*場合によっては警察に被害届を出す。

#### イ. 被害者への支援

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| ・心の支援を保障 | ・目に見える対応 | ・対応策の提示 |
| ・人間関係の改善 | ・課題解決の援助 |         |

##### 共感的理解に基づく指導・支援

\*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。

\*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

#### ウ. 加害者への指導

- |          |              |         |
|----------|--------------|---------|
| ・事実関係の確認 | ・相手への共感      | ・相手への謝罪 |
| ・保護者との連携 | ・法的責任についての確認 |         |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する

心のケアを継続して実施する。

#### エ. 学校全体への指導

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫  | ・再発防止策の実行 |          |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

「いじめられる側にも問題がある」との意識を払拭されているか確認する。

加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。

「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

## 7. いじめ防止のための年間計画

### (1) 目的

学校の教育活動全体を通じた包括的な取組を行うなかで、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図る。

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	新入生オリエンテーション	1年：新入生オリエンテーション	昼休み巡回指導
	教育相談週間		第1回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
5	いじめ防止対策委員会	学級・人間関係づくり <b>第1回いじめ防止対策委員会</b>	
	クレペリン検査		
	MSリーダーズ活動 開始 全校集会		
6	全校集会	情報モラル教室（統一LHR）	
	クレペリン検査後の職員研修		
7	三者懇談	保護者対象いじめアンケートの実施	第1回迷惑（いじめ）調査 個人面談による情報収集
	全校集会		
8	↑ 夏季休業 ↓		
	教育相談週間		第2回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
9	全校集会	学校行事を通じた人間関係づくり	
	体育祭・文化祭		
10	全校集会		
11	全校集会		第2回迷惑（いじめ）調査
	人権教育研修（職員）		
	教育相談職員研修		
12	人権週間・「ひびきあいの日」		
	人権講話		
	全校集会		
1	↑ 冬季休業 ↓		
	教育相談週間		第3回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
2	いじめ防止対策委員会	<b>第2回いじめ防止対策委員会</b>	第3回迷惑（いじめ）調査
	全校集会		
3	卒業式		
	全校集会		



## 8. 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### (1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- 生徒や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申し立てがあったとき\*

\*（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

### (2) 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

#### ア、調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

#### イ、調査の実施

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校や教職員がどのように対応したか など

\*事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

#### ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

ウ、調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校支援課 生徒指導担当

## 9. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。  
こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会教育研修課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

## 10. 情報等の取り扱い

### (1) 生徒理解検査等の有効活用について

心理検査の検査結果はHR担任が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

### (2) 個人調査データの管理について

迷惑（いじめ）調査、教育相談アンケート、面談記録、心理検査結果等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該生徒が卒業後5年間とする。

【保存期間】 一次資料 5年間保管  
二次資料 5年間保管

【保管場所】 生徒指導部（人権担当者）およびHR担任

\*迷惑調査など全校一斉調査に関するものは、生徒指導室で保管

\*生徒理解検査および面談記録等についてはHR担任保管

岐阜県立揖斐学校「学校いじめ防止基本方針」

令和元年5月改定版